

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、株式会社Bにおける資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は1万6,000円、同年6月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和32年1月21日から同年2月1日まで
②昭和32年6月20日から同年7月21日まで

私は、昭和27年5月12日にC市のA株式会社に正社員として入社し、同社と同社の関連事業所である株式会社Bとの間で移籍を繰り返したが、両申立期間は両事業所に継続して勤務していた。

昭和32年1月21日にA株式会社から株式会社Bに移籍し、同年7月21日に再度A株式会社へ移籍したが、両申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において、継続して勤務（A株式会社から株式会社Bに異動）していたことが認められる。

また、A株式会社及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期にA株式会社から株式会社Bに移籍したとする同僚は、A株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を昭和32

年3月1日に喪失し、株式会社Bにおいて同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、適用事業所原簿において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和32年2月1日であるものの、A株式会社及び株式会社Bの申立期間当時の経理担当者は、「A株式会社及び株式会社Bにおいて、給与は毎月20日締めで計算を行い、翌月1日に支給していた。申立人についても、申立期間①に係る厚生年金保険料は、A株式会社において昭和32年2月1日に支給された給与から控除したはずだ。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間①について、A株式会社において厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年12月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において、同社に継続して勤務（株式会社BからA株式会社に異動）していたことが認められる。

また、株式会社B及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に株式会社BからA株式会社に移籍したとする同僚は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、A株式会社及び株式会社Bの申立期間②当時の経理担当者は、「申立人について、申立期間②に係る厚生年金保険料は、株式会社Bにおいて昭和32年7月1日に支給された給与から控除したはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の株式会社Bにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の32年5月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の各事業主による納付義務の履行については、A株式会社及び株式会社Bは「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山口厚生年金 事案 798～810（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年1月4日

株式会社Aから平成20年1月4日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件13件（別添一覧表参照）

別添一覧表

項番	事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1	798	男		昭和57年生		15万円
2	799	男		昭和49年生		13万円
3	800	男		昭和49年生		15万円
4	801	男		昭和29年生		30万円
5	802	男		昭和32年生		20万円
6	803	男		昭和24年生		2万円
7	804	男		昭和25年生		2万円
8	805	男		昭和30年生		2万円
9	806	男		昭和48年生		2万円
10	807	男		昭和54年生		2万円
11	808	男		昭和34年生		1万円
12	809	男		昭和32年生		13万円
13	810	男		昭和24年生		10万円

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から42年6月まで
申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていたが、昭和42年6月の婚姻を機に、母から国民年金保険料は自分で納付するように言われ、母から国民年金手帳を受け取った記憶がある。
私の年金記録では、国民年金の資格を取得した日は昭和42年7月25日となっているが、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれたはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和42年8月ごろ払い出され、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人が国民年金に任意加入し、被保険者資格を取得した日が同年7月25日となっていることが確認でき、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及び申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。